

令和 7 年矢板市議会定例会

第 406 回定例會議

提出議案說明書

令和 7 年 12 月

矢 板 市

提出議案説明書

令和7年矢板市議会定例会第406回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算4件、条例の一部改正9件及びその他4件の計17件であります。

議案第1号 令和7年度矢板市一般会計補正予算（第5号）については、都市計画税条例の改正誤りにより、誤って課税されていた都市計画税の還付に係る経費で、歳入歳出にそれぞれ2,060万円を追加計上し、予算総額を168億1,605万7千円に補正しようとするものであります。

歳出について御説明申し上げますと、総務費におきまして、賦課徴収費に係る経費を追加計上いたしました。

これに係る財源につきましては、繰入金を追加計上し、市税を減額いたしました。

議案第2号 令和7年度矢板市一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出にそれぞれ2億3,827万9千円を追加計上し、予算総額を170億5,433万6千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。
総務費におきましては、人事給与管理費、庁舎管理整備費及び財産管理費に係る経費を追加計上し、財政管理費に係る経費を減額いたしました。

民生費におきましては、障害者総合支援事業、障がい者福祉対策事業、生活困窮者自立支援事業等に係る経費を追加計上し、後期高齢者医療費に係る経費を減額いたしました。

衛生費におきましては、健康づくり事業、保健事業及び予防費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、土地改良管理事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、商業振興費及び観光費に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小中学校一般管理費及び小中学校保健安全給食事業に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、状況変化に伴う職員手当の調整等を行いました。

以上が歳出補正予算の概要ですが、これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金及び繰入金を追加計上いたしました。

あわせまして、債務負担行為につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第3号 令和7年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ5,141万4千円を追加計上し、予算総額を35億2,164万9千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国民健康保険税及び繰越金を追加計上し、県支出金を減額いたしまして、歳出には、保険給付費、積立金及び諸支出金を追加計上いたしました。

議案第4号 令和7年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ2,359万9千円を追加計上し、予算総額を5億7,442万2千円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料を追加計上し、歳出には、後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第 5 号 矢板市行政組織条例の一部改正については、組織の変更に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における独自利用事務の情報連携の利用を開始することで重度心身障害者医療、こども医療、妊産婦医療及びひとり親医療の手続に必要な医療保険資格情報を取得し、申請の効率化及び市民の利便性向上を図ることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 号 矢板市一般旅券印紙等購買基金条例の一部改正については、栃木県収入証紙条例の廃止に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもので

あります。

議案第10号 矢板市都市計画税条例の一部改正については、第2条別表中に大字富田を追加することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 矢板市火入れに関する条例の一部改正については、塩谷広域行政組合火災予防条例が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第13号 矢板市水道事業給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正については、災害その他非常の場合において、他の事業者等の指定を受けた者が工事を行うことができるようになりますに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、令和8年4月1日から、佐野市が新たに議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、法の定めるところに

より、議会の議決を求めるものであります。

参考 地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
以下省略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第15号から議案第17号までの3議案については、公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参考 地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 第1項から第5項まで省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。